

同意書

私は、下記の内容に同意します。

記

1. 札幌市が、国民健康保険法第 64 条第 1 項の規定により、相手方、または相手方の加入する損害保険会社（対人賠償保険等）に対し、損害賠償の支払いを求める際、当該保険事故の診療報酬明細書の写しを添付すること。
2. 札幌市が、損害保険会社に対し、当該保険事故の治療終了日や総損害額、保険金の支払日・支払金額等の必要情報を確認すること。
3. 札幌市が、損害保険会社に対し、医師の診断書や意見書等の提出を受けること。
4. 札幌市が、医師（医療機関）に対し、当該保険事故の傷病内容や治療内容、治療期間等の必要情報を確認すること。

以上

令和 年 月 日

被保険者 住所 _____

氏名 _____ 印

(親権者) _____

(あて先) 札幌市 区長

- ・ 診療報酬明細書

医療機関が国民健康保険へ医療費を請求するための請求書のことで、カルテから作成され、入院・外来別に 1 ヶ月（暦月）に 1 枚、札幌市に提出されます。

- ・ 国民健康保険法第 64 条第 1 項

保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

医療費は加害者負担が原則です

交通事故に限らず、第三者から傷害を受けた場合、医療費は加害者が負担するのが原則です。したがって、国民健康保険による治療を受けた時の医療費（一部負担金分を除く）は後日、国民健康保険が、被害者に代わって加害者に請求することになります。